

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

【投信協会商品分類】 追加型投信/海外/債券

【設定日】 米ドルコース:2014年5月23日

【決算日】 原則、毎月10日

米ドルコース以外の各コース:2011年9月30日

中国本土株式市場の下落とアジア・ハイ・イールド市場への影響について

中国本土株式市場の下落の要因とアジア・ハイ・イールド市場への影響について、下記の通りご案内申し上げます。

1. 中国本土株式市場の下落について

中国本土株式市場の代表的な株価指数である上海総合指数は、6月12日に付けた直近高値から7月8日まで、32%下落しました。

同市場は昨年末から6月12日までには60%上昇しておりましたが、短期的な上昇による過熱感が高まる中、信用取引を行っていた投資家等がポジションを解消したことなどから、売りが売りを呼ぶ展開となり大きく下落しました。また、約1,200社もの上場企業が株式取引の停止を申請したことも投資家心理を悪化させ、下落に拍車をかけました。

今後の中国株式市場については、中国政府による相次ぐ株価対策と追加金融緩和期待を背景に、落ち着きを取り戻す展開になると考えます。

2. アジア・ハイ・イールド市場への影響について

一方で、アジア・ハイ・イールド社債指数の同期間（6月12日～7月8日）の下落率は1.2%にとどまっております。中国本土株下落の影響は限定的となっております。

アジア・ハイ・イールド市場への影響が限定的である背景は、①今回の中国本土株の下落の理由が、需給や上場企業の売買停止など株式市場独自の要因が大きいこと。②中国景気は安定的に推移しており、景気見通しに大きな変化がないこと。③中国本土株式市場は中国の国内投資家が主な投資家であり、米ドル建て社債市場であるアジア・ハイ・イールド市場とは投資家層が異なること等が挙げられます。

中国本土株の下落によるアジア・ハイ・イールド市場への影響は限定的と考えられますが、市場環境の変化に留意し、今後も慎重な運用に努めていきたいと考えております。

（「NikkoAM Asia Investment Series-NikkoAM AsiaHighYieldBondFund」の運用者である日興アセットマネジメント アジア リミテッド、「Lion Global Investors Asian High Yield Bond Fund」の運用者であるライオングローバルインベスターズからの情報に基づき損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

アジアハイイールド社債指数の推移

2012/7/2～2015/7/8



りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

投資信託の収益分配金に関する留意事項

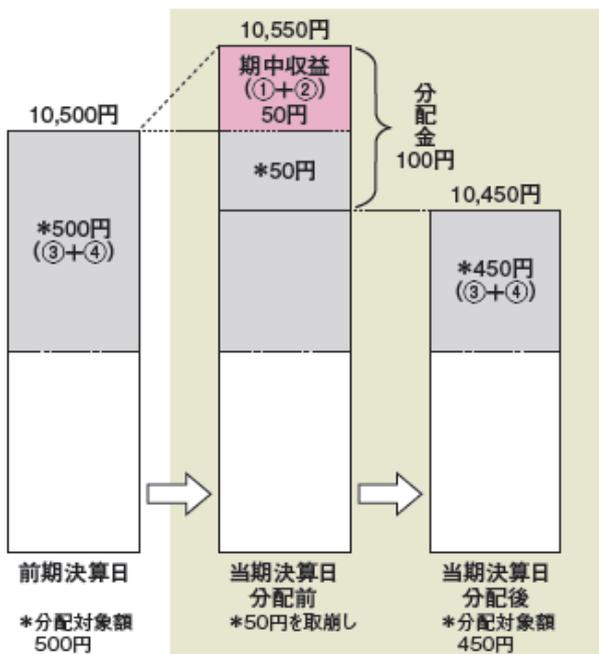
◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



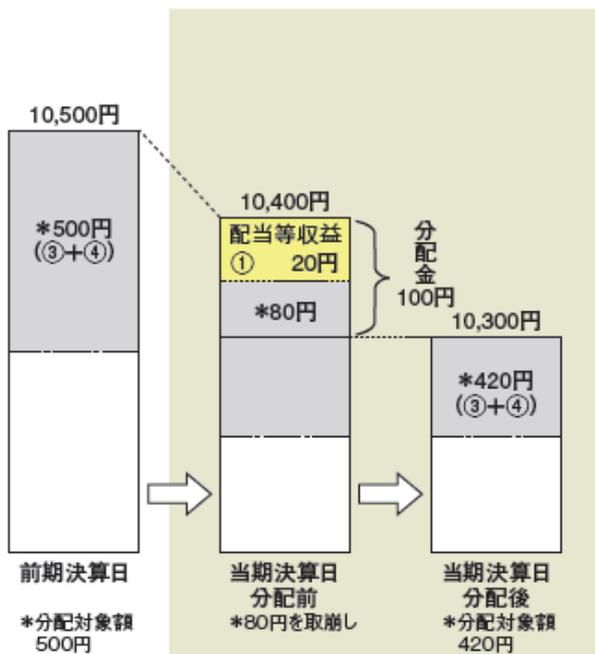
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

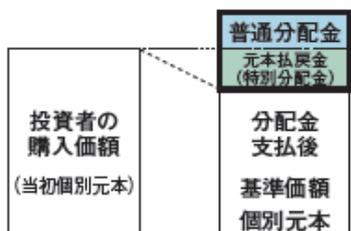


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

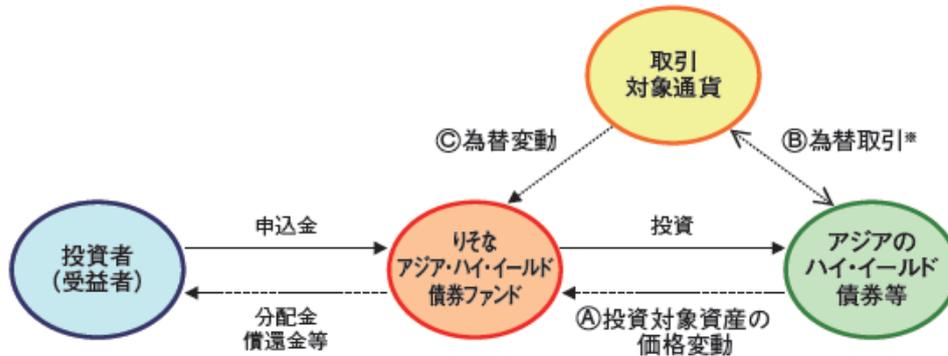
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

		(A)	(B)	(C)
収益の源泉		アジアのハイ・イールド債券等の 利子収入、値上がり/値下がり	為替取引による プレミアム/コスト <米ドルコースを除く>	為替差益/差損 <日本円コースを除く>
収益を得られる ケース	インカム	利子収入の受取り	プレミアム(金利差相当分の 収益)の発生 [取引対象通貨 > 米ドル等の の短期金利 > 短期金利]	
	キャピタル	債券価格の上昇 金利の低下		為替差益の発生 円に対して取引対象通貨高
損失や コストが 発生する ケース		債券価格の下落 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化	コスト(金利差相当分 の費用)の発生 [取引対象通貨 < 米ドル等の の短期金利 < 短期金利]	為替差損の発生 円に対して取引対象通貨安

※日本円コース:③「為替取引によるプレミアム/コスト」を、日本円コースでは、「為替ヘッジ(米ドル等売り/円買い)によるプレミアム/コスト」といいます。

◎為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※米ドルコース:◎原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、米ドル等の対円での為替変動の影響を受けます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

Ⅰ ファンドの特色

- 日本を除くアジア（オセアニアを含む）のハイ・イールド債券（米ドル建て等）を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
 - ・ 各ファンドは、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「マネーボールマザーファンド」を主要投資対象とします。
 - ・ 原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。
 - ・ 「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
 - ・ 「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」はライオングローバルインベスターズがそれぞれ運用を行います。
- 為替取引の異なる5コース（アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルリアルコース、米ドルコース、日本円コース）があります。
 - 各ファンド（米ドルコースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託では、それぞれ異なる為替取引（原則として、米ドル等売り／対象通貨買い）を行います。
 - アジア通貨コース
アジア通貨（インド・ルピー、インドネシア・ルピア、オーストラリア・ドルに原則均等配分）で為替取引を行います。
投資候補通貨：インド・ルピー、インドネシア・ルピア、フィリピン・ペソ、韓国・ウォン、マレーシア・リンギ、オーストラリア・ドル
 - 高金利通貨コース
高金利通貨（ブラジル・リアル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドに原則均等配分）で為替取引を行います。
投資候補通貨：ブラジル・リアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル、南アフリカ・ランド
 - ブラジルリアルコース
ブラジル・リアルで為替取引を行います。
 - 米ドルコース
原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 - 日本円コース
原則として対円での為替ヘッジを行います。
 - ※ アジア通貨コース及び高金利通貨コースの通貨構成に関しては、投資候補通貨の流動性・金利状況などを総合的に勘案して、定期的に見直しを行います。上記の投資候補通貨及び通貨構成は2015年2月末におけるものであり、今後変更となる可能性があります。なお、通貨構成は必ずしも相対的に金利の高い上位通貨から選定されるとは限りません。
- 原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

Ⅱ 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

| 投資リスク②

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

各ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、各ファンドへの投資には為替変動リスク（為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスク）が伴います。なお、各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。

アジア通貨コース／高金利通貨コース／ブラジルリアルコース

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として各ファンドでは対象通貨に対する為替取引（米ドル等売り／対象通貨買い）を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産を対象通貨で完全に排除することができないため、投資対象資産の米ドル等発行通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替取引コストとなります。

また、一部の対象通貨については、直物為替先渡取引（NDF）※を利用する場合があります。

NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

米ドルコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

日本円コース

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として対円で為替ヘッジ（米ドル等売り／円買い）を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、完全に為替変動リスクをヘッジできるものではありません。なお、円金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年8月10日まで （設定日 米ドルコース 平成26年5月23日／米ドルコース以外 平成23年9月30日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、またはりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンドの全てのファンドの合計残存口数が50億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※ ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	各ファンドについて、3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※ 平成27年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
スイッチング	販売会社によっては、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド間のスイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時及び換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	購入価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。				販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.9936% (税抜0.92%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです(年率)。				運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	各ファンドの純資産総額	100億円未満の場合	100億円以上200億円未満の場合	200億円以上300億円未満の場合		300億円以上の場合
	委託会社(税抜)	0.41%	0.37%	0.34%	0.31%	ファンドの運用の対価
	販売会社(税抜)	0.48%	0.52%	0.55%	0.58%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社(税抜)	0.03%			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.77% ※ 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬等がかかります。				投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等	
実質的な運用管理費用(信託報酬)	各ファンドの純資産総額に対して 概ね1.7636% (税込・年率)程度 となります。 ※ 各ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9936%(税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.77%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、各ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。					
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 	

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は平成27年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号：03（5290）3519 ●営業第二部
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
販売会社	株式会社りそな銀行 登録金融機関（近畿財務局長（登金）第3号）／加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関（関東財務局長（登金）第593号）／加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 株式会社近畿大阪銀行 登録金融機関（近畿財務局長（登金）第7号）／加入協会 日本証券業協会

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。